

定期試験（口述試験）日割表

関東運輸局
令和6年4月施行

| 日 | 月 日 | 曜日 | 試 験 の 種 別 | |
|------|-------|-----|-----------|-----------|
| | | | 航海 | 機関 |
| 第1日 | 5月8日 | (水) | 6級海技士（航海） | 6級海技士（機関） |
| | | | 5級海技士（航海） | 5級海技士（機関） |
| 第2日 | 5月9日 | (木) | 5級海技士（航海） | 5級海技士（機関） |
| 第3日 | 5月10日 | (金) | 5級海技士（航海） | 5級海技士（機関） |
| 第4日 | 5月13日 | (月) | 5級海技士（航海） | 5級海技士（機関） |
| | | | 4級海技士（航海） | |
| 第5日 | 5月14日 | (火) | 4級海技士（航海） | 4級海技士（機関） |
| 第6日 | 5月15日 | (水) | 4級海技士（航海） | 4級海技士（機関） |
| 第7日 | 5月16日 | (木) | 4級海技士（航海） | 4級海技士（機関） |
| | | | 3級海技士（航海） | |
| 第8日 | 5月17日 | (金) | 3級海技士（航海） | 4級海技士（機関） |
| 第9日 | 5月20日 | (月) | 3級海技士（航海） | 3級海技士（機関） |
| | | | 2級海技士（航海） | |
| 第10日 | 5月21日 | (火) | 2級海技士（航海） | 3級海技士（機関） |
| 第11日 | 5月22日 | (水) | 2級海技士（航海） | 2級海技士（機関） |
| 第12日 | 5月27日 | (月) | 2級海技士（航海） | 2級海技士（機関） |
| 第13日 | 5月28日 | (火) | 2級海技士（航海） | 1級海技士（機関） |
| | | | 1級海技士（航海） | |
| 第14日 | 5月29日 | (水) | 1級海技士（航海） | 1級海技士（機関） |
| 第15日 | 5月30日 | (木) | 1級海技士（航海） | 1級海技士（機関） |

- (注) 1. 試験は、午前9時から、午後は**1時30分**から開始する。
試験開始時刻の15分前には、海技試験場に入室すること。
2. 身体検査は、口述試験の開始直前に行う。
3. 受験者数が予定より増加し、日割どおり実施できない場合は日割を変更し、申請書受付終了後にあらためて日割表を掲示する。
4. 受験者ごとの口述試験の実施日は、各級の筆記試験合格発表日にあわせて掲示する。